

## 平成31年度中央市一般会計予算

平成31年度中央市一般会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,857,886千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

### (繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

### (地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

### (一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		4,503,836
	1 市 民 税	1,958,147
	2 固 定 資 産 税	2,239,285
	3 軽 自 動 車 税	106,404
	4 市 た ば こ 税	200,000
	5 入 湯 税	0
2 地 方 譲 与 税		121,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	32,700
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	87,800
	3 森 林 環 境 譲 与 税	1,000
3 利 子 割 交 付 金		6,000
	1 利 子 割 交 付 金	6,000
4 配 当 割 交 付 金		15,000
	1 配 当 割 交 付 金	15,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		15,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	15,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		530,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	530,000
7 環 境 性 能 割 交 付 金		1,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		30,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	30,000
9 地 方 特 例 交 付 金		26,900
	1 地 方 特 例 交 付 金	26,900
10 地 方 交 付 税		2,009,010
	1 地 方 交 付 税	2,009,010
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		5,463
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,463
12 分 担 金 及 び 負 担 金		308,291
	1 負 担 金	308,291
13 使 用 料 及 び 手 数 料		72,780
	1 使 用 料	53,150
	2 手 数 料	19,630

(単位：千円)

款	項	金額
14 国庫支出金		1,772,259
	1 国庫負担金	1,163,956
	2 国庫補助金	600,756
	3 委託金	7,547
15 県支出金		761,115
	1 県負担金	448,934
	2 県補助金	229,597
	3 委託金	82,584
16 財産収入		30,611
	1 財産運用収入	30,609
	2 財産売却収入	2
17 寄附金		62,003
	1 寄附金	62,003
18 繰入金		1,814,502
	1 基金繰入金	1,807,501
	2 特別会計繰入金	7,001
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		376,548
	1 延滞金、加算金及び過料	6,482
	2 市預金利子	1
	3 雑収入	370,065
21 市債		2,296,068
	1 市債	2,296,068
歳入	合計	14,857,886

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		138,036
	1 議 会 費	138,036
2 総 務 費		1,668,238
	1 総 務 管 理 費	1,179,514
	2 企 画 費	90,041
	3 徴 税 費	222,523
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	112,563
	5 選 挙 費	22,042
	6 防 災 費	37,313
	7 統 計 調 査 費	3,526
	8 監 査 委 員 費	716
3 民 生 費		4,532,149
	1 社 会 福 祉 費	1,953,906
	2 児 童 福 祉 費	2,185,503
	3 生 活 保 護 費	321,316
	4 災 害 救 助 費	5
	5 福 祉 施 設 費	71,419
4 衛 生 費		827,790
	1 保 健 衛 生 費	405,812
	2 清 掃 費	374,968
	3 水 道 費	47,010
5 労 働 費		6,565
	1 労 働 諸 費	6,565
6 農 林 水 産 業 費		592,055
	1 農 業 費	584,930
	2 林 業 費	7,125
7 商 工 費		222,363
	1 商 工 費	222,363
8 土 木 費		2,257,323
	1 土 木 管 理 費	70,831
	2 道 路 橋 梁 費	355,653
	3 河 川 費	11,617
	4 都 市 計 画 費	1,799,928



第2表 継続費

款	項	事業名	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
10 教育費	3 中学校費	中学校語学研修事業	9,000	平成31年度	4,500
				平成32年度	4,500

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
1 議会費	1 議会費	議会運営費	2,377
10 教育費	2 小学校費	豊富小学校施設整備事業	749,170
合 計			751,547

第4表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
公共事業等債	115,400	普通貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。</p> <p>ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。</p>
一般事業債	160,900			
合併特例事業債	1,479,200			
臨時財政対策債	420,000			
借換債(銀行等約定償還借換債)	120,568			
合 計	2,296,068			



## 平成31年度中央市国民健康保険特別会計予算

平成31年度中央市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,137,260千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 險 税		620,844
	1 国 民 健 康 保 險 税	620,844
2 使 用 料 及 び 手 数 料		563
	1 手 数 料	563
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		2,223,752
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	2,223,752
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		278,591
	1 一 般 会 計 繰 入 金	241,289
	2 基 金 繰 入 金	37,302
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		13,507
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	8,004
	2 雑 入	5,503
歳 入 合 計		3,137,260

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		53,622
	1 総 務 管 理 費	48,490
	2 徴 収 費	4,902
	3 運 営 協 議 会 費	230
2 保 険 給 付 費		2,203,276
	1 療 養 諸 費	1,927,652
	2 高 額 療 養 費	262,596
	3 移 送 費	2
	4 出 産 育 児 諸 費	10,926
	5 葬 祭 諸 費	2,100
3 国民健康保険事業費納付金		842,402
	1 医 療 給 付 費 分	599,704
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	183,525
	3 介 護 納 付 金 分	59,173
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		29,839
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	27,178
	2 保 健 事 業 費	2,661
6 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
7 諸 支 出 金		3,119
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,118
	2 繰 出 金	1
8 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
9 繰 出 金		0
	1 繰 出 金	0
歳 出 合 計		3,137,260



## 平成31年度中央市後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度中央市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ278,717千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		212,047
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	212,047
2 使 用 料 及 び 手 数 料		65
	1 手 数 料	65
3 繰 入 金		66,097
	1 一 般 会 計 繰 入 金	66,097
4 諸 収 入		273
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	270
	3 雑 入	1
5 繰 越 金		235
	1 繰 越 金	235
6 県 支 出 金		0
	1 県 補 助 金	0
歳 入 合 計		278,717

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		13,200
	1 総 務 管 理 費	11,640
	2 徴 収 費	1,560
2 後期高齢者医療広域連合納付金		264,947
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	264,947
3 諸 支 出 金		270
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	270
4 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	278,717



## 平成31年度中央市介護保険特別会計予算

平成31年度中央市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,056,430千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用







## 平成31年度中央市地域包括支援センター特別会計予算

平成31年度中央市地域包括支援センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,362千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		910
	1 予防給付費収入	910
2 繰入金		15,451
	1 一般会計繰入金	15,451
3 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳 入 合 計		16,362

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		15,450
	1 総 務 管 理 費	15,450
2 事 業 費		911
	1 居 宅 介 護 支 援 事 業 費	911
3 諸 支 出 金		1
	1 償 還 金	1
歳 出	合 計	16,362



## 平成31年度中央市簡易水道事業特別会計予算

平成31年度中央市簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,074千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		331
	1 分 担 金	331
2 使 用 料 及 び 手 数 料		108,538
	1 使 用 料	108,366
	2 手 数 料	172
3 財 産 収 入		10
	1 財 産 運 用 収 入	10
4 繰 入 金		56,093
	1 一 般 会 計 繰 入 金	47,010
	2 基 金 繰 入 金	9,083
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
7 市 債		25,100
	1 市 債	25,100
歳 入 合 計		190,074

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		44,277
	1 総 務 管 理 費	44,277
2 衛 生 費		59,860
	1 環 境 衛 生 費	59,860
3 公 債 費		83,927
	1 公 債 費	83,927
4 諸 支 出 金		10
	1 基 金 費	10
5 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		190,074

第2表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
簡易水道事業債	25,100	普通貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。</p> <p>ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。</p>
合 計	25,100			

## 平成31年度中央市下水道事業特別会計予算

平成31年度中央市下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,247,940千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		7,100
	1 負 担 金	7,100
2 使 用 料 及 び 手 数 料		255,550
	1 使 用 料	255,000
	2 手 数 料	550
3 国 庫 支 出 金		77,000
	1 国 庫 補 助 金	77,000
4 繰 入 金		452,780
	1 一 般 会 計 繰 入 金	452,780
5 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
6 諸 収 入		10
	1 雑 入	10
7 市 債		450,500
	1 市 債	450,500
歳 入 合 計		1,247,940

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		240,768
	1 総 務 管 理 費	240,768
2 事 業 費		350,151
	1 公 共 下 水 道 費	328,298
	2 流 域 下 水 道 費	21,853
3 公 債 費		655,021
	1 公 債 費	655,021
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	1,247,940

第2表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道 整備事業債	196,900	普通貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。</p> <p>ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。</p>
流域下水道 整備事業債	18,700			
下水道事業債 (特別措置分)	49,500			
資本費平準化債	185,400			
合 計	450,500			

## 平成31年度中央市農業集落排水事業特別会計予算

平成31年度中央市農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ294,623千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		2,221
	1 負 担 金	2,221
2 使 用 料 及 び 手 数 料		40,078
	1 使 用 料	40,048
	2 手 数 料	30
3 県 支 出 金		1,549
	1 県 補 助 金	1,549
4 財 産 収 入		210
	1 財 産 売 払 収 入	210
5 繰 入 金		155,264
	1 一 般 会 計 繰 入 金	155,264
6 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
7 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
8 市 債		94,300
	1 市 債	94,300
歳 入 合 計		294,623

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		78,607
	1 総 務 管 理 費	78,607
2 事 業 費		52,500
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	52,500
3 公 債 費		161,516
	1 公 債 費	161,516
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	294,623

第2表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
農業集落排水 施設事業債	45,800	普通貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。</p> <p>ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。</p>
資本費平準化債	48,500			
合 計	94,300			

## 平成31年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算

平成31年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,792千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		20,267
	1 負 担 金	20,267
2 使 用 料 及 び 手 数 料		40,995
	1 使 用 料	40,960
	2 手 数 料	35
3 財 産 収 入		30
	1 財 産 運 用 収 入	30
4 繰 入 金		30,999
	1 一 般 会 計 繰 入 金	15,610
	2 基 金 繰 入 金	15,389
5 繰 越 金		500
	1 繰 越 金	500
6 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		92,792

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		67,524
	1 総 務 管 理 費	67,524
2 諸 支 出 金		23,268
	1 基 金 費	23,268
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	92,792



## 平成31年度中央市上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度中央市上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	8,019戸
(2) 年間総給水量	2,011,340m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	5,510m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
配水設備拡張事業	20,000千円
配水設備改良事業	279,400千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	290,272千円	
第1項 営業収益	270,258千円	
第2項 営業外収益	20,013千円	
第3項 特別利益	1千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	275,233千円	
第1項 営業費用	245,714千円	
第2項 営業外費用	27,169千円	
第3項 特別損失	350千円	
第4項 予備費	2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額198,394千円は、過年度分損益勘定留保資金198,394千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	180,000千円	
第1項 企業債	140,000千円	
第2項 工事負担金	40,000千円	

支 出

第1款 資本的支出	378,394千円
第1項 建設改良費	299,726千円
第2項 企業債償還金	73,668千円
第3項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 140,000	証書借入の方法による。 起債の時期は平成31年 事業年度。ただし、その 全部または一部を翌年度 以降に繰り越し、起債す ることができる。	% 5.0 以内	借入先の融資条件による。 ただし、企業財政その他の 都合により繰上償還又は、 低利に借り換えることが できる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 23,143千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、5,157千円と定める。